



法令等に関する重要事項チェックシート

自動車学校への入校にあたり、次の各基準を満たすか事前に確認することが法令等で義務付けられています。基準に満たない場合、自動車学校への入校ができずお客様に不利益が及ぶことがあります。次の質問を全て読み、答えを「あなたの答え」欄に慎重に記入して下さい。※途中で「はい/Yes」「いいえ/No」欄が入れ替わる箇所があります。

法令に基づく質問事項	あなたの答え	
あなたは自動車学校へ入校する日に次の年齢条件を満たしていますか？ 普通二輪免許(AT/MT) →16 歳 普通(AT/MT)・大型二輪・準中型・大型特殊・けん引免許 →18 歳 中型免許 →20 歳、受験資格特例教習 →19 歳 大型・二種免許(普通・中型・大型) →21 歳	<input type="checkbox"/> はい/Yes	<input type="checkbox"/> いいえ/No
あなたは裸眼又は眼鏡等を使用して、次の身体条件を満たしていますか？ 普通・普通二輪・大型二輪免許 →視力片眼 0.3 以上且つ両眼 0.7 以上 中型・大型・けん引・準中型 →視力片眼 0.5 以上且つ両眼 0.8 以上 二種免許・特例教習 +深視力検査に合格している	<input type="checkbox"/> はい/Yes	<input type="checkbox"/> いいえ/No
あなたは裸眼又は眼鏡等を使用して、青・赤・黄色の 3 色が識別できますか？	<input type="checkbox"/> はい/Yes	<input type="checkbox"/> いいえ/No
あなたは補聴器を使用せず両耳の聴力で、日常会話を聴き取ることができますか？	<input type="checkbox"/> はい/Yes	<input type="checkbox"/> いいえ/No
あなたは、ハンドル・ペダル・目視などの操作に影響する身体的障がいがありますか？	<input type="checkbox"/> いいえ/No	<input type="checkbox"/> はい/Yes
過去 5 年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> いいえ/No	<input type="checkbox"/> はい/Yes
過去 5 年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> いいえ/No	<input type="checkbox"/> はい/Yes
過去 5 年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週 3 回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> いいえ/No	<input type="checkbox"/> はい/Yes
過去 1 年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を 3 日以上続けたことが 3 回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが 3 回以上ある。	<input type="checkbox"/> いいえ/No	<input type="checkbox"/> はい/Yes
病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> いいえ/No	<input type="checkbox"/> はい/Yes

上記、記載内容に相違ありません。

ご署名：



年 月 日

株式会社 IAC ドライビングスクール（茨城けんなん自動車学校・土浦北インター自動車学校）

運転適性相談を行っております！

(できるだけ事前にご相談ください)

*免許の欠格事由が見直されました。

平成13年道路交通法改正により、これまで、精神病、てんかん等にかかっている方に対して運転免許が取得できない(受験資格もない)としていた欠格事由が廃止され、運転免許を受けようとする方が自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断することとなりました。

具体的には、試験に合格しても、一定の病気等にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある方の場合には、道路交通の安全確保の観点から、運転免許が取得できない場合もあります。(詳しくは、下記の窓口にお問い合わせ下さい。)

*病状等をお伺いします。

運転免許申請や更新申請時に、以下のような申請書の項目について記載をお願いすることとなります。この項目に該当する方、あるいは、自動車等の安全な運転に支障があると思われる方に対しては、職員が病状等について具体的にお話を伺うこととなります。

(プライバシーの保護には十分配慮いたします。)

- ・ 病気を原因として又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方。
- ・ 病気を原因とし発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起した事のある方。
- ・ 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方。
- ・ 病気を理由とし、医師から、運転免許の取得又は運転を控える様助言を受けている方。

*運転適性相談窓口への相談をお待ちしています。

公安委員会においては、運転適性相談窓口を開設し、上記のような病気にかかっている場合を含め、運転免許の取得や更新が可能かどうかについての相談を受け付けています。運転免許を取得しようとお考えの方は、運転免許の申請や指定自動車教習所への入所等を行う前に相談していただくことをお勧めします。

連絡先：茨城県警察本部交通部運転免許センター

運転適性相談窓口 TEL 029-293-8811

〒311-3197 茨城県東茨城郡茨城町長岡字矢頭3783-3

受付時間：毎週月曜日から金曜日(祝休日を除く。)

午前9時30分から午前11時まで 午後1時から午後3時まで